

平成21年第2回臨時会

斑鳩町議会会議録

平成21年5月11日

午前9時40分 開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	総務部長	池田善紀
総務課長	乾善亮	総務課参事	吉田昌敬
企画財政課長	西川肇	税務課長	面卷昭男
住民生活部長	西本喜一	福祉課長	佐藤滋生
福祉課参事	清水修一	国保医療課長	植村俊彦
国保医療課参事	寺田良信	健康対策課長	西梶浩司

環境対策課長	栗本公生	都市建設部長	清水建也
建設課長	加藤保幸	観光産業課長	川端伸和
都市整備課長	藤川岳志	都市整備課参事	今西弘至
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	黒崎益範
上下水道部長	谷口裕司	上水道課長	清水孝悦
下水道課長	上田俊雄		

---

## 1. 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 議案第18号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 日程 4. 承認第 1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）
- 日程 5. 承認第 2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）
- 日程 6. 承認第 3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日程 7. 承認第 4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程 8. 承認第 5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日程 9. 常任委員会委員の選任について
- 日程 10. 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程 1. 議長辞職許可について
- 追加日程 2. 議長選挙について
- 追加日程 3. 副議長辞職許可について
- 追加日程 4. 副議長選挙について
- 追加日程 5. 同意第 9号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて

追加日程 6. 議長報告について

(1) 常任委員会正副委員長互選結果について

(2) 議会運営委員会正副委員長互選結果について

追加日程 7. 予算決算常任委員会委員の辞任許可について

追加日程 8. 広報発行常任委員会委員の辞任許可について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時40分 開会)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより、平成21年第2回斑鳩町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり一言あいさつを申し上げます。

本日、平成21年第2回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様には、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。平素から、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

平成21年度も既に1カ月余りが過ぎ、4月1日付で職員の人事異動を行い、新たな体制の中で、「一人ひとりが創り出すまち」「歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現に向けて、職員ともども一丸となり、創意工夫を凝らしながら諸事業の早期実施に積極的に取り組み、斑鳩町の個性と創造性を十分発揮出来るまちづくりを目指し、最善の努力をしているところであります。議員皆様方のより一層の温かいご支援とご協力を賜りながら、本町のさらなる発展に向け全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

新型インフルエンザについては、世界各国で感染が広がっており、5月9日には、国内において、入国前でありましたが、感染者が出たところであります。奈良県では、電話相談窓口が24時間態勢で実施されており、当町においては、4月30日に斑鳩町新型インフルエンザ対策本部を設置し、その対応について周知するため、チラシを作成し、町民皆様に各戸配布をしたところであり、町インターネットホームページにおいても周知を図りました。今後においても、県との連携のもとインフルエンザ対策への情報の把握に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、国の施策であります地域経済の活性化を目的に支給されます定額給付金の4月末までの当町における受け付け申請状況は9,308世帯で、全世帯数の86.15%であり、今後の事務についても迅速に対応してまいりたいと考えております。

さて、本臨時会には、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてなど6議案を付議させていただいております。何とぞ温かいご審議を賜りまして、すべて原案どおりご

承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単でございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） ただいまから議事に入ります。

本臨時会の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名いたします。本臨時会の会議録署名議員には、14番、木澤議員、15番、木田議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日と定めることについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（中川靖広君） 続きまして、日程3、議案第18号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、日程4、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）、日程5、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）、日程6、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）、日程7、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、日程8、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について）、以上6議案を一括上程いたします。

町長から、本臨時会に付議されました6議案について総括提案説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本臨時会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第18号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が平成21年6月4日から施行されることにより、この法律に規定する認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置に係る申告手続について、その規定を条例に追加するものであります。

次に、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,258万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ87億1,997万8千円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その主な内容といたしましては、まず、歳入予算の補正では、第16款財産収入、第2項財産売却収入、第1目不動産売却収入で、旧三室休日応急診療所の売却により、普通財産売却収入として、1,802万1千円の増額補正を行ったものであります。

これは、平成21年3月16日に王寺周辺広域休日応急診療施設組合と合同により入札を実施したところではありますが、町が所有しておりました普通財産の売却収入であります。

旧三室休日応急診療所用地の入札ではありますが、町が保有する189.11平方メートルと王寺周辺広域休日応急診療施設組合が保有する353.84平方メートルで全体で542.95平方メートルになっております。先に説明しましたとおり、この用地全体を入札した結果、5,174万円で落札があったところでもあります。

次に、第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金では、教育費寄附金で2名の方からご寄附をいただいたことから2万円、農林水産業費寄附金で1名の方からご寄附をいただいたことから2千円、合計2万2千円の増額補正を行ったものであります。

次に、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入では、旧三室休日応急診療所の売却に係ります王寺周辺広域休日応急診療施設組合の売却収入の一部を組合を構成する7町に配分されたことから、224万1千円の増額補正を行ったものであります。

なお、配分につきましては売却代金のうち、昭和63年に取得され7町それぞれ7分の1ずつ均等に保有していましたが、昭和53年に取得された用地の売却相当額が7町に均等に配分されたものであります。また、昭和53年に取得された用地の売却相当額1,803万1,958円につきましては、組合において基金に積み立てられております。

また、第21款町債、第1項町債、第2目土木債で、JR法隆寺駅周辺整備事業債において追加配分があり、その起債の協議が得られましたことから、370万円の増額補正、第7目減収補てん債では、町民税法人税割及び利子割交付金の減収に対する財源措置として発行が認められている減収補てん債について、起債の協議が得られましたことから、3,860万円の追加補正を行ったものであります。

続きまして、歳出予算の補正であります。第5款農林水産業費及び第7款土木費では、歳入で申しあげました寄附金の受入れにより財源振替を行ったものであります。

次に、第9款教育費、第5項社会教育費、第4目文化財保存費で、歳入で説明申しあげました教育費寄附金の「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」への積み立て1万円と、同事業費への充当1万円を行ったものであります。

また、減収補てん債の充当も行ったところであります。

最後に、第12款予備費では、本予算補正から生じました財源6,257万4千円を予備費に留保させていただいております。

次に、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）であります。

平成21年度の地方税制の改正を内容とする「地方税法等の一部を改正する法律」が、平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日から施行されることとなり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その主な内容は、土地に係る固定資産税における現行の負担調整措置について、平成21年度から平成23年度まで継続されるため、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）であります。

先の承認第2号と同様に地方税法等の一部改正により本条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その主な内容は、固定資産税と同様に、宅地等及び農地に係る都市計画税における現行の負担調整措置について、平成21年度から平成23年度まで継続されるため、所要

の改正を行ったものであります。

次に、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）であります。

地方税法の一部を改正する法律等が平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日に施行されることとなったものについて、本条例の所要の改正を行ったものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その主な内容は、国民健康保険税の介護納付金課税額の限度額を9万円から10万円に変更すること、また国民健康保険税の2割減額について、7割減額及び5割減額と同様に前年の所得のみをもって判定することになるものであります。

次に、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について）であります。

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付基準の一部改正が行われたことにより、当町の保育所保育料徴収金額表を見直すこととし、平成21年4月1日から適用するため本条例の一部を改正したものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その内容は、保育料の徴収金額について2人以上の就学前児童がいる場合の3人目以降の徴収金額を無料とすること、また算定対象児童の範囲について児童が入所等している施設が拡大されたことであります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましてもあたたかいご審議を賜りまして、原案どおりご議決又はご承認を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程3、議案第18号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第18号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) それでは、初めに議案書の朗読をさせていただきます。

議案第18号

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成21年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、最後のページに添付いたしております要旨によりましてご説明を申し上げます。

今回の町税条例の一部改正につきましては、平成20年度の税制改正において創設された認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その根拠となる長期優良住宅の普及の促進に関する法律が平成21年6月4日に施行されることから、その申告手続の規定を追加するものであります。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律は、長期にわたって良好な状態で使用される構造を備えた良好な住宅の普及を促進するため、平成20年11月に成立しました。この法律により、行政庁の認定を受けて新たに建築される長期優良住宅の普及の促進を図るため、固定資産税において新たに税額の減額措置を講じようとするものであります。

減額措置の概要につきましては、行政庁の認定を受けて、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成22年3月31日までの間に新築された長期優良住宅に係る固定資産税について、新築から5年度分、3階建て以上の中高層耐火住宅については7年度分について、税額から2分の1を減額する措置を講じることといたしております。

なお、新築住宅につきましては、既に新築から3年度分、3階建て以上の中高層耐火住宅については5年度分の固定資産税について税額から2分の1を減額する措置が講じられておりまして、長期優良住宅に対する減額措置は、新築住宅に対する減額措置にかえて適用されることから、実質的には、長期優良住宅は一般住宅分に比べまして2年度

分延長して税額が減額されることになるものでございます。

対象となる住宅の床面積の要件は、現行の新築住宅に対する減額措置と同様に50平方メートル（なお、一戸建て以外の借家住宅は40平方メートル）以上280平方メートル以下の住宅とし、また減額の適用は120平方メートルまでの部分に限定することとなっております。

この措置の適用を受けるためには、当該住宅の所有者は、新築された日から初めて固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に申告しなければならぬこととされております。

以上が町税条例の一部を改正する条例につきましての主な内容でございます。

なお、改正する条例本文につきましての朗読は省略させていただきますが、議員皆様方には、よろしくご審議を賜り、何とぞ原案どおりご議決を賜りますようお願いを申し上げます、ご説明とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、部長の説明していただいているのを聞いて、申請の期限のことをちょっと言うてはったと思うんですけども、これ、ものすごい申請がややこしいのではないかなと思うんです。私も、住宅ローン控除というのを確定申告の時に申請したんですけども、法務局まで書類を取りに行かなければいけなかったりとかで、所有者の方、申請しはるのに日数等も必要になるかと思えますけども、この周知については、どういうふうにされようとお考えでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 周知についてでございます。先ほどご説明申し上げましたように、現行におきましても新築軽減を行っております。これにつきましては、毎年度広報でも周知をいたしております。また、ホームページ等でも周知をいたしておりますが、それと同様に、事前に広報を通じまして、町民の皆様方に周知をしていきたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 全体的に、一般的にそういう周知をされるということですけども、個々につかんでおられる分について周知をされるということは、考えてないんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 個々の住宅につきまして、その住宅が長期優良住宅の認定を受けられるかどうかにつきましては、町の方では把握はいたしておりませんので、やはり新築された段階、またうちは家屋調査にも毎年行きますので、その段階におきましても、当然その家主の方にそれにつきましての周知は行ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この条例改正に伴いまして、政府の方がこれを変えてきたところには、着工戸数9万3,000戸増の見込みで、生産誘発効果であったり経済効果をねらっているという、一定のそういう効果も上がるというようなことも考え方が示されているやに思うんですけれども、では、斑鳩町では、一体これによってどの程度の影響が出てくるのか。

そして、これはもちろん住民さんたちの負担は軽減されるということですが、この軽減される部分について、政府の方から、国の方から、一定それらに対して、町に対してですね、補てんというものがいかにされるのかというようなことをここで確認をさせていただいておきたいと思うんですが。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 斑鳩町におきまして、これに該当する家屋につきまして何戸というのは、当然今のところでは把握はいたしておりませんし、また推測のしようがないと考えております。

次に、町への影響でありますけれども、税関係、毎年度固定資産税につきまして、当然、基準財政収入額といたしまして交付税算入の時に計算をいたしてまいります。先ほど冒頭の説明にもありましたように、新築軽減自体は現在やっております。それと同様の扱いになると考えております。ですから、その減額になった分については、当然基準財政収入額に入ってきますので、自動的に交付税については増額になってくるという理論上の計算であります。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） その理論上の計算なんですが、部長の答弁では推測はしてないということですが、一定やはりどの程度そういう優良住宅が建っていくのか、また建つ条件がそろっているのか、この間のやっぱり実績を見ていく中でそういうものを展開していただくというのは、町の施策としては重要なかなあと。ただし、優遇す

るにつれて、国の方のこういうふうに決めてこられた部分について、住民さんたちの負担は軽くなるけれども、その軽くなる分を町が見るとというのは難儀なことです。国からきちっと交付税でちゃんと算定されているか。そして、その部分が、本来の税収より減額になった部分の、どの程度基準財政需要額の中に入ってきているのかということについて、私はちょっとその辺のところが非常に気になります。やっぱりそういうところをきちっと財政の方でもシビアに見ていただきまして、その本来減額となっている部分を、交付税でどの程度きちっと補てんを受けることが出来ているのか。どの程度、何割ぐらいですね、ほんとに財政厳しいんやったら、その辺のところもやっぱりきちっと毎年見ていっていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。これをもって議案第18号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第18号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第18号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、日程4、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第1号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、議案書の朗読をさせていただきます。

承認第1号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年度斑鳩町一般

会計補正予算（第8号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成21年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書の朗読をさせていただきます。

斑専第5号

#### 専決処分書

平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成21年3月31日

斑鳩町長 小城利重

それでは、本補正予算の内容につきまして、予算に関する説明書によりましてご説明を申し上げます。補正予算書の6ページをお願いします。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

初めに、第16款財産収入、第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入で、旧三室休日応急診療所の売却により、普通財産売払収入として1,802万1,000円の増額補正を行ったものであります。これにつきましては、提出議案説明にもありますように、旧三室休日応急診療所用地の入札を行う中で、総面積542.95平方メートルのうち、本町が所有しておりました189.11平方メートルの普通財産売払収入であります。

次に、第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金では、教育費寄附金で2名の方から2万円のご寄附をいただき、また農林水産業費寄附金で1名の方から2,000円のご寄附をいただいたことから、合わせて2万2,000円の補正を行ったものであります。

次に、7ページであります。第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入では、旧三室休日応急診療所の売却に係ります王寺周辺広域休日応急診療施設組合の売却収入の一部を組合を構成する7町に配分されたことから、224万1,000円の増額補正を行ったものであります。

なお、配分につきましては、売却代金のうち、昭和63年に取得され7町で保有して

いました用地の売却相当額が7町に均等に配分されたものであります。

また、昭和53年に取得しました用地の売却相当額約1,803万円につきましては、組合において基金に積み立てられております。

次に、第21款町債、第1項町債、第2目土木債で、JR法隆寺駅周辺整備事業債において追加配分があり、その起債の協議が得られましたことから370万円の増額補正、また第7目減収補てん債では、町民税・法人税割及び利子割交付金の減収に対する財源措置として発行が認められている減収補てん債について、起債の協議が得られましたことから3,860万円の追加補正を行ったものであります。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。8ページをお願いをいたしたいと思いません。

初めに、第5款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費では、歳入で申し上げました寄附金の受け入れによります財源振り替えを行ったものであります。

次に、第7款土木費、第4項都市計画費、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費では、JR法隆寺駅周辺整備事業債において追加配分があり、その起債の協議が得られましたことから370万円の増額補正、また減収補てん債において起債の協議が得られましたことから320万円の追加補正により、合計690万円の財源振り替えを行ったものであります。

次に、9ページの第9款教育費、第5項社会教育費、第4目文化財保存費、第25節積立金では、歳入で説明申し上げました斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積み立て1万円の増額と、同事業費へ1万円の財源振り替えを行ったものであります。また、減収補てん債の充当により、3,540万円の財源振り替えも行ったところでございます。

最後に、第12款予備費、第1項予備費、第1目予備費では、本予算補正から生じました財源6,257万4,000円を予備費に留保をさせていただいております。

それでは、1ページにお戻りください。予算書の朗読をさせていただきます。

#### 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）

平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,258万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ87億1,997万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成21年3月31日 専決

斑鳩町長 小城利重

以上で、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)につきましてのご説明とさせていただきますが、何とぞ原案どおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長(中川靖広君) 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

14番、木澤議員。

○14番(木澤正男君) 歳入のところなんですけれども、今、説明の中でも、王寺周辺広域休日応急診療施設組合の売却分を町の方に歳入として入れていただいている分と、あと提出議案説明の中でもありましたが、昭和63年に取得された分については、そうして7町それぞれに分けていただけていますけれども、53年に取得された用地の売却分についてはそのまま組合の基金に積み立てるというふうになってるんですが、これは何でこういう扱いになっているのかなというのが1点と、あと、なかなか広域組合の方もかわる機会が少ないですんで、この基金の目的等運用についてどのようになっているのか、あわせてお尋ねしておきたいと思います。

○議長(中川靖広君) 西本住民生活部長。

○住民生活部長(西本喜一君) まず、この用地の処分につきまして昭和53年に取得した土地の基金への積み立ての関係でございますが、これにつきましては、まず63年に取得した土地につきましては、7町と組合とで、財産処分を行う時は、覚書で7町で均等に分配をするという旨の取り決めがありますが、昭和53年の取得については特にその取り決めがなく、休日診療所におきまして、築後10年近くになりまして、今後、医療機器や建物の維持補修費用もふえてくると予測されることから、1,803万円を基金に積み立てて、今後の経費の増に向けての充当をしていくこと、また財政状況が昨今厳しい中で、各町分担金の平準化も行うためにこの基金に積み立てたものでございます。

また、基金の目的、運用でございますけれども、今、申しましたように、基金につつま

しては、従前から積み立てをしてきておりますが、従前はいずれも診療所の運営の中で年度年度の医療費の収入を見込んでおりますけども、その年度によっては、医療費収入等が少ない場合もありまして、その際の補てんに基金を取り崩して使用してきている状況でございます。

こういった中で、先ほど申しましたように、さらに財政状況が厳しい中の各町分担金の平準化も、今後、基金を取り崩して行っていくということ、それから築後10年がたってまいりまして、維持補修費もかさんでいくということで、基金を積み立て、そしてそれを使っていきたいと考えているところであります。

なお、基金の運用面でございますけども、平成15年以降で基金の取り崩した状況でございますけども、平成15年度では795万3,000円、平成16年度では1,159万4,000円、平成17年度では907万1,000円、平成18年度では753万円の取り崩しを行っております。なお、平成19年度、20年度につきましては、基金の取り崩しは行っていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 休日診療所も大変しんどい思いをしながら運営をしていただいてまして、大変あることを、また運営していただいていることをありがたく思っているんです。

ただ、お金の管理の面で言いますと、覚書等がないということで積み立てしていただいておりますけども、本来であれば、やはり各町の方に返していただいておりますと、必要がある際には、やはり年度ごとに分担金として各町からその都度出すという形で計画的に運営をしていただく方が、やはりこちらの方としてもチェックもしやすいのかなというふうにも思うんです。

今、基金の取り崩しの方も金額教えていただきましたけども、今、基金の残高自体は幾らになっているんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今回の1,803万円を加えた金額で、平成20年度末の残高は5,261万6,000円になっております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 19年度、20年度は取り崩しを行っていないと。15年度以

降について見させていただきましても、一番大きなもので1,500万円ということで、今後、築15年がたって維持管理等で必要になってくると思いますが、それだけの金額の基金を保有していることが果たして妥当なのかどうなのかというところについても、ちょっと疑問に感じるころはあるんです。基金を持つのが悪いというわけではないんですけれども、やはり必要な分はその都度出すという方が、より理解もしやすいし、住民の皆さんにもわかりやすいかなというように思うんです。

今、なかなか休日診療所も、要望あるけれども休日、土曜日はあけていただけてますけどね、それ以外でもあけてほしいという声もなかなか対応出来ずに、その中でもしんどい思いをして運営をしていただけてますけれども、やはり私の考え方として、広域の組合の方で基金として持って管理をするのか、町の方でお金を持ってその都度出すと。結局、基金に積み立てていただけてますけども、組合の方で持つのか町の方で持つのかそれだけの違いかと思えますので、よりわかりやすい方で管理をしていただければなど。

ただ、これも7町の組合でやっていることなんで、斑鳩町1町だけでは決められない問題ですんで、今後、組合の会議等の中で、議会でこういう意見があったということで、またその会議の中で反映をしていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 旧三室休日診療所の売却については、昨年11月の閉会中の委員会でご報告いただきまして、その時に、三室診療所だけではなしにその奥の土地も有効利用出来るような形で検討していただければというご提言を申し上げまして、委員会でも理事者側から、検討をさせていただきますという答弁をいただきましたが、その後、委員会において何らご報告いただけてないように思うんですが、その点どうでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、第1点、奥の土地についてでございます。これにつきましては、さきの3月議会におきまして、町の方で買い戻しをすると、地域活性化交付金で買い戻しするという事で補正予算を組まさせていただきます。

次に、この奥の土地につく進入路が狭いではないかというご意見がございました。この進入路の南側に側溝がありまして、上の屋敷の、休日診療所の隣の排水を受ける側溝がございます。その側溝があつて、約2、30センチあいて、今、旧の診療所が建っておるわけでございます。そうした中で、これを、道を広げるとなると、やはり今の建物の状況では非常に難しい状況となってまいりますので、今、買われました方、幸い

にいたしまして町内の方を買っていただきましたですけども、この方がこの建物をどう  
いう活用をされるか、今後にかかってくるわけでございますけども、これを取り壊しし  
て何らかの形で活用されるならばということで、ここの買っていただいた所有者には話  
をしていきたいと考えておりますので、少しご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） いや、ただいまの説明を委員会ですていただけましたか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 3月議会の委員会では、あの奥の土地を買い戻しするという  
説明だけでした、補正予算の中で。で、今、申しあげましたことにつきましては、この  
時点では、その説明はいたしておりませんでした。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） あのね、今後、売るまでに、それについては検討するという答弁  
いただけてるんです。そやから、まあ売れたんはいいことだとは思ひます。ただし、委  
員会でご提言申しあげた。しかも、答弁で、売るまでに検討すると。その結果の報告は  
一切ないわけですね。どういう形で売れたんか、その土地が、全くわからないわけです  
ね。ただ議員が委員会でご提言申しあげて、もう言ひばなしでええわけなんですか。や  
はり、検討するとなったら、その結果を委員会でご報告していただくのが、当たり前  
のことじゃないんですかね。その点について、ちょっと。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 3月議会の総務委員会で、この土地を売るというご説明はさ  
せていただきました。奥の土地も買い戻しすると。その中で、奥の土地の有効利用につ  
いては検討するというご答弁についての回答につきましては、3月委員会では詳しくは  
ご説明はいたしておりませんでした。これにつきましては、今後気をつけたいと思ひま  
すけども、予算委員会、また総務委員会の答弁の中では、あの土地を建物付きで現状の  
ままで売却をさせていただくというご説明はさせていただきましたけども、11月の総  
務委員会でのご質問についての詳しくご答弁をさせていただかなかったことにつきま  
しては、今後、十分気をつけたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 今後気をつけていただきたいと思ひます。

○議長（中川靖広君） ほかにございせんか。これをもって承認第1号に関する質疑を

終結いたします。

お諮りいたします。承認第1号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって承認第1号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程5、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって承認第2号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) 初めに、議案書の朗読をさせていただきます。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成21年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第2号

専決処分書

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成21年3月31日

斑鳩町長 小城利重

今回の町税条例の一部改正につきましては、平成21年度の地方税法の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日から施行されることとなり、斑鳩町町税条例について速やかに整備する必要があることから、町長専決処分をさせていただいたものであります。

それでは、最後のページに添付してあります要旨によりご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、土地に係る固定資産税における負担調整措置について、平成21年度から平成23年度まで継続されるため、その改正を行うと共に、その他法令の改正による条文整理等の所要の改正を行ったものであります。

その主な内容は、1つ目といたしまして、宅地等において一定の負担水準を超えた土地については税負担を引き下げまたは据え置き、一定の負担水準に達しない土地については、商業地等の場合は、前年度課税標準に当該年度の評価額の5%を加えて課税標準額を算出するなどによりまして負担を緩やかに引き上げる負担調整措置の仕組みを、平成23年度まで継続するものであります。この改正につきましては、付則の第12条の改正規定となっております。

2つ目といたしまして、農地につきましても、現行と同様の負担調整措置を平成23年度まで継続するものであります。この改正につきましては、付則の第13条の改正規定となっております。

3つ目といたしまして、据え置き年度においても、地価が下落している場合に、簡易な方法によりまして評価額を下方修正が出来る特例措置を平成23年度まで継続するものであります。この改正については、付則の第11条の2の改正規定となっております。

以上が町税条例の一部を改正する条例につきましての主な内容であります。

なお、改正する条例本文につきましての朗読は省略をさせていただきますが、議員皆様方にはよろしくご審議を賜り、何とぞ原案どおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。ご説明とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この条例改正については、別に特段、私自身、意見というものはないんですけれども、ただちょっと1点だけお尋ねをしておきたいというふうに思ったのが、宅地に係る現行の負担調整措置の継続のところなんですけれども、負担水準

が一定割合以上の土地という項目と、負担水準が一定割合未満の土地というふうに分かれているわけなんですけれどもね、ちょっと漠然としていてちょっとイメージがわからないものですから、これに値する土地の割合というんですか、当町ではどういうふうな割合になっているのだろうかあと、これを見させていただく中で思ったものですから、その辺についてどの程度ずつあるのかというのが知りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 宅地であります。まず、毎年5%上がっていく分でございます。これの割合につきましては、いわゆる200平方メートル以下の住宅用地ですけども、小規模住宅と言われるものがございます。これにつきましては、全宅地の3.7%でございます。それと、0.8から1、いわゆる据え置きです。0.8以上の土地につきましては、96.3%となっております。その他の住宅用地、いわゆる200平方メートルを超える部分であります。これにつきましても、ほぼ今の数字と一緒にですけども、20%以上80%未満、5%上がっていく土地につきましては、3.4%となっております。いわゆる据え置きの土地につきましては、96.6%、残りのすべてということでございます。以上が宅地の分であります。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。これをもって承認第2号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第2号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第2号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程6、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第3号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 初めに、議案書の朗読をさせていただきます。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて  
(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成21年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第3号

専決処分書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成21年3月31日

斑鳩町長 小城利重

この都市計画税条例の一部改正につきましても、平成21年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が、平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日から施行されることとなり、斑鳩町都市計画税条例について速やかに整備する必要があることから、町長専決処分をさせていただいたものであります。

それでは、最後のページに添付してあります要旨によりましてご説明申し上げます。

固定資産税と同様に、宅地等及び農地に係る都市計画税における現行の負担調整措置について、平成21年度から平成23年度まで継続されるため、所要の改正を行うと共に、その他法令の改正による条文整備等の所要の改正を行ったものであります。

以上が都市計画税条例の一部を改正する条例につきましても主な内容であります。

なお、改正する条例本文につきましても朗読は省略させていただきますが、議員皆様方にはよろしくご審議を賜り、何とぞ原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、ご説明とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） よろしいですか。これをもって承認第3号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第3号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第3号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程7、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第4号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第4号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成21年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第4号

専決処分書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成21年3月31日

斑鳩町長 小城利重

この改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が、平成21年3月31日に公布をされ、平成21年4月1日からの施行となりましたことから、3月31日に専決処分をさせていただいたものであります。

それでは、条例の改正内容につきまして、この議案書の最後のページの要旨に沿いまして説明を申し上げたいと存じます。最後のページ、要旨をご覧いただきたいと存じます。

まず、朗読をさせていただきます。

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（要旨）

地方税法等の一部を改正する法律などが、平成21年4月1日に施行されることに伴い、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は次のとおりです。

1. 国民健康保険税の介護納付金課税額の課税限度額を9万円から10万円に改めること。（地方税法施行令の改正によるもの）
2. 国民健康保険税の2割減額について、7割減額及び5割減額と同様に前年の所得のみをもって判定を行うこと。（地方税法の改正によるもの）

改正のもう少し詳しい内容でございますが、1点目につきましては、介護納付金課税額の課税限度額を、現行の9万円から10万円に改めるものであります。

2点目としまして、国民健康保険税の2割減額につきまして、7割減額及び5割減額と同様に、前年の所得のみをもって判定を行って軽減する額を決定するものであります。そのために、納税者や被保険者の前年からの所得の状況に著しい変化があった時などは、2割減額を行わない旨の条文を削除するものであります。

以上が改正の主な内容であります。なお、本文及び新旧対象表の説明につきましては省略をさせていただきまして、簡単ではありますがお説明とさせていただきます。よろ

しくご審議を賜りまして、原案どおりご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 少しお聞きしたいんですけども、今の介護納付金課税額の課税限度額を、今回、9万から10万に引き上げられたということで、これを使われた最高額の場合においてのその所得額ですね、最高所得額と、当町は何人が対象になるかというのを、わかればお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この対象になる最高の所得額につきましては、個人差がございますが、ちょっと今は申し上げられません。この対象人数でございますが、今のところ46世帯と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） かなり高額の方が対象者になるかなとは思いますが、また後ほどお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） ほか、ございませんか。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この要旨の2点目の2割減額についてなんですけれども、これまではどうであって、この改正でどうなったのかというのは、ちょっとわからないのでお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） これまでにつきましてはですけども、従前の2割軽減でございますが、前年の所得が低いために2割軽減の適用となる人でありまして、その年の所得が低くなく軽減を受ける必要がないという場合につきましては、その年の2割軽減はしなかった例がございます。また、前年の所得が低いために2割軽減の適用となる人が、その年の所得が低く、まあその年の所得につきましては、役場の方ではわからないのが実情であります、本人しかわからないという中で、前年と同じように、2割軽減を受ける場合には申請が必要であったということでもありますけども、今回の改正では、その申請をなくして職権で、自動的に前年の所得のみをもって本年度の2割軽減を行うように措置をしこの改正をするものであります。

以上です。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ちょっともう一度、わからないので。7割軽減、5割減額については、前年度所得でこれまでもそのように町の方で減額されてきたということなんですか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 7割軽減、5割軽減につきましては、従前から自動的に職権で、前年度所得をもって今年の軽減についても職権で自動的に行ってきたという経緯でございます。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ところで、今、出ておりましたこの2割減額なんですけれども、後期高齢者医療制度が始まる前に一定、2割、5割、7割軽減を受けられている世帯の割合などについては私も調査をした経過もございしますが、今回のこの改正に伴いますところの現行の国民健康保険においては、この2割減額となる対象というのは、どの程度、何%ぐらいの世帯というふうに、何世帯ぐらいでそれが何%ぐらいになるのかというのを、参考までにお聞きしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 2割軽減の対象者でございますけれども、まず医療支援金分につきましては、4,230世帯中505世帯が対象になってまいります。率で言いますと11.9%。介護支援金部分につきましては、2,095世帯中257世帯、率にしまして12.3%でございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 数字的なことをお尋ねをしまして、大体割合というのがつかめましたので、それにつきましては理解をさせていただきます。

今回のこの国民健康保険税の改正の中で、所得割の算定方式に新たな方式が導入されたということもあわせて、私はこの改正の中の論文を読ませていただいていたんです。ここにはもちろん出てこないです。条例そのものに直接は出てこない部分なんですけど、その所得割の算定方式ですね、これまで5つのタイプがありまして、斑鳩町では旧ただし書方式で賦課をいただいているというふうに思っております。旧ただし書方式であるがために、私は、これまで母子家庭さんであったり障害者の方であったり色んなとこ

ろでの、本来税金であれば控除されるところが控除されていないので、それらについて何らかの減免を考えていただいたらどうだろうかというようなことを提案をしてきた経過がございます。

今回、新たな方式の導入ということもありましたけれども、この旧ただし書方式ですと行かれるのか。それとも、それらについてもあわせて、そういう方式が導入されたこともあって、賦課する算定方法については、何らかの町としては内部で協議を行ったのかどうかというようなところについて。

それとあわせて、やっぱり保険料、奈良市のように保険料と言え、実はこの内容は2月12日だったと思うんですが、もう政令がおりておりまして、結局保険料としてはるところでは、3月議会でこれらについては議会で十分議論が行われているという状況にあります。斑鳩町は、従前は保険料でしたけれども現行は保険税で行っている関係上、先ほどから何度も出てきますように、3月31日公布された地方税法の改正を受けての専決であるということできてるわけなんです。この辺のところ、私はいつとも納得しにくい部分もあるんですけども、町としては、この保険税方式、そしてこの保険税方式の中での所得割の算定方式については、どういうふうにお考えになって、何ら疑問も持たずこのままずっと、今後もそのまま現行のままでいられるのか、それともこれらについても内部的な協議をしているのかというようなところについては、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この所得割の算定方式でございます。確かに斑鳩町におきましては、旧ただし書方式を採用してきております。あと、国民健康保険税の所得割の計算方法は、旧ただし書方式以外に、今、質問者もおっしゃいますように、本文方式、また所得割方式がございます。また、2月12日付の国民健康保険料の算定方式につきましては、今、申しました3つ以外に、さらに7種類の算定方式があると聞いております。そのうちの2つにつきましては、2月17日に新たに追加された方式があります。これにつきましても、検討したかどうかということですけども、町としましては、市町村民税所得割非課税のものを除く本文方式、そして市町村民税非課税のものを除く本文方式、この2つが追加になっておりますけども、これも踏まえた中で認識はいたしております。

しかしながら、この旧ただし書方式以外の本文方式、所得割方式を採用するとなりま

すと、一般的には低所得者が多いとされている国民健康保険の制度におきましては、所得割額を課税される者が少なくなってくるであろうと。応益割額といいますけど、応益だけを負担する人が多くなると考えております。このために所得割額の税率が引き上げられまして、課税限度額があるために高額所得者の課税額が制限され、その結果中間所得者層の負担が増加することになると、このように考えておりまして、そういった中で従前から旧ただし書方式を採用してきた経緯がございます。

今後、今、申しました理由によりまして、旧ただし書方式をしていくということと、また国民健康保険税につきましては、7つの方式がある中の旧ただし書方式、本文方式、所得割方式で算出するように決まっておりますので、この中で旧ただし書方式を継続していきたいと考えております。

それともう1点、この専決処分につきまして、国民健康保険料につきましては早くに改正案が出てきて議会の方で議論をされるということでございますけれども、国民健康保険税につきましては、地方税法の改正を待って、それが3月の末に行われることから、どうしても専決処分になってくると。これにつきましては、町としましては、やはり早急な改正であり、事務的にもそれまでの間、色々どうなるのかということの検討もする中で、最終的には専決処分になっていくということについては、少し不安に思っております。こういったことは、国、県に対しまして、今後も出来るだけ早くに改正していただき、市町村に改正案をおろしていただくように申し上げていきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、住民生活部長の方がご答弁いただいたとおり、ここの国民健康保険税に来るまでの、徴税関連のものもそうなんですけれども、町民さんに深くかかわるものを、議案としてきちっと議会の中で審議して、そして条例改正をしていくというようなシステムをとれないように国は地方税法の改正を3月31日公布というような形で持ってくること自体、非常に地方分権といいながら地方を軽視している、また地方議会に対して私は非常に失礼なやり方だというふうに思っております。これにつきましては、前から申し上げておりますので、私たちも色んな機会をとらえて、そういうことについては国に対して申し上げていきたいと思いますが、町としてもやはりそういうものにつきましては、町が、市町村が、国で定められたものについて十分議論を出来る場を確保するのは当たり前のことであるということで、また要望をしていっていただ

きたいと思います。

で、旧ただし書方式というのは、いいところも悪いところもあるということもあるんです。私も、この国保はずっと研究してきておりますので、その所得割算定についても、色々これまで考えてきましたけれども、今、あえてなぜ言うかという、後期高齢者医療制度が始まって1年たち、そしてそういった斑鳩町でも資産を持った方たちが国保から出ていかれた後の国保の財政の状況がどうなっているのか、ここらの分析をやっぱりしっかりする中で、そしてまたほんとにその旧ただし書方式のまま、低所得者の方たちや、そしてまたすごく余分にお金がかかると言われている障害者の方たちや、こういった方たちにとって、能力に応じた形の賦課になっているのかどうか。まさしく私は、負担能力を超える国民健康保険だといつも言っているんですけどね。

やっぱり、こういうことをあわせて、そういうふうに制度が変わってきた中では、十分に内部で検討していただくというのが本来だろうというふうに思っておりますのでね、いや、これまでやってきたからこうなんだということではなく、やはりどうすることが一番いいのか、それは住民さんのためにどうなのか、そしてまた町としての財源確保としてどうなのか、こういう問題については、ほんとにこういうふうに制度が変わった次の年に十分検討に値するというふうに私は思っておりますので、これらについても、今後、我々議会もですけれども、町としてはやはり責任を持ってこれらの問題については検討をしていっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 先ほど飯高議員よりご質問いただきました介護納付金分に係ります所得でございます。2人世帯で資産なしで33万円基礎控除後の所得で、約750万円です。9万円になります。約850万円です。10万円の限度額になるということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中川靖広君） よろしいですか。それでは、これをもって承認第4号に関する質疑を終結いたします。

承認第4号については、討論の申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を承認することに反対の議員の意見を求めます。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

本来、これは議案となって、議案第何号となって出てきてほしい内容であるものの、承認第4号という形で私たちの議会に提出をされております。そして、非常に大変なご家庭が多い中で、国民健康保険税を支払うのに四苦八苦している。そういう状況を私たちも知りながら、これらの内容について町長専決処分になってしまっているということについて、非常に残念な思いで、私は毎年このことについて言わざるを得ないという思いで、いつもここに立たせていただいているところです。

今回の改正につきまして、限度額いっぱいの保険料となられた世帯が、介護保険分9万から10万円に上がるというのは、一方では高額所得者の方に応分に負担をしていただくという考え方も出来るものなのかなというふうには思いますものの、やはり介護保険制度が財政の問題も抱えながら平成12年、2000年度からスタートしてから、色々変わってきて、そして不安定で、そして私たちが国民健康保険から納付する。そして、納付しているにもかかわらず国民健康保険の納付分が赤字になって累積していついていくと。そして、町は、一般会計からやっとなんか補てんをして補てんをしてくれれば、でも、補てんをしてもなかなか追いついていかないというようなそういう介護保険制度。そして、去年からの後期高齢者医療制度。こういった制度、制度が新たに始まっていく中で、どんどん国民健康保険が苦しくなっているというふうには私は思っているところです。

ですから、この国民健康保険そのもののあり方についても、今後、十分検討していく必要がある。そして、経済状況が厳しい中で、そういった方々が加入されている健康保険であるという認識を持ちながら、先ほどから申しますように、地方税法の改正が3月31日ということで、こういう重要な問題、ほんとに生活に響く問題が専決処分承認案件として私たちの議会に提案される。そのこと、そのものに、私はいつも腹が立ち、我慢が出来ない、そういう思いでいっぱいです。

ただ、今回、反対討論に立たせていただいた中には、ここの条例改正には出てきていない問題ですが、先ほど質問をさせていただきました所得割の算定方式というのは、市町村によって方式が変わる。そして、これまで斑鳩町では旧ただし書方式を採用し、先ほどありました本文方式、そして住民税方式というのが3つほど型があります。それに付け加えて新たな算定方式も提案されたという中にありまして、やはりこれらについては十分時間をかけてこの所得割の算定方式を考えていかなければならない大きな問題であると。

そして、そのことについて、やはり提起をさせていただくためにも、この問題が大変重要なことであるということを私は皆さんにもご認識を持っていただきたいためにも、こういう内容が町長専決処分で行われるということそのものに問題があるということ提起をさせていただきたいというふうに考えまして反対をさせていただきましたことを、議員皆様にもぜひご理解をいただきたいと思います。

さらに、今後、さまざまな制度との兼ね合いのあるこの国民健康保険の算定方式についても、十分町の方が検討を加え、不十分な部分では減免を出来るような内容になるというようなことが行われるように、そして国庫負担の引き上げなども要求していけるような状況をつくっていくことが必要であるということの問題提起させていただきまして、私の反対の立場からの意見とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を承認することに賛成の議員の意見を求めます。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、賛成の立場から意見を申し上げます。

私たちにとって、医療、また介護等の社会保障制度は、今や欠かすことの出来ない国民の生活の安定、また安心を確保するための基礎的な社会制度であります。いざという時には、だれでも、いつでも、どこにいても必要な治療を保険で受けることが出来ます。しかも、病院の窓口で支払う額は、かかった医療費の3割以内で済みます。仮に重い病気にかかり長期入院などで医療費が高額になった場合においても、1カ月当たりの自己負担限度額が設定されており、安心して治療を受けることが出来ます。

しかし、現在、日本では団塊の世代の定年退職が始まり、世界でも例を見ない超高齢化社会に突入しております。将来を展望した時、急増する医療費に対して、持続可能な制度で将来を見通していかなければなりません。

そこで、今回の国民健康保険税条例の一部を改正する条例のうち、介護納付金課税額の限度額については、まず、すべての医療保険は介護保険に対して介護納付金を支出する義務を持っております。国民健康保険としては、その財源を確保する必要がございます。今回の改正は、先ほども質問で答弁がありましたように、高額の所得を有しておられる加入者に若干の負担をお願いするもので、政令に従って行われているものでございます。

このたび、条例改正は、地方税法、また地方税法施行令の改正に基づいて行われたものでありますが、これらの法令が共に平成21年3月31日に公布され、翌日の4月1日に施行となっていることから、町長が専決処分とされたことについてもやむを得ないものであり、特段反対するものではないと考えております。

このようなことから、この町長専決処分について承認を求める本議案について賛成するものであります。今後も国民健康保険制度が円滑に実施されるよう期待いたしまして、私の賛成意見といたします。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

承認第4号について、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって承認第4号については、賛成多数で承認いたされました。

続いて、日程8、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第5号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について）ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第5号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町保育の実施に関す

る条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成21年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。次のページをお開きいただきたいと思います。

斑専第6号

#### 専決処分書

斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について

標記の件について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成21年3月31日

斑鳩町長 小城利重

この改正につきましては、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付基準の一部改正が行われたことにより、当町の保育料の徴収につきましても、平成21年4月1日から適用をするため、平成21年3月31日に専決処分をさせていただいたものであります。

それでは、条例の改正内容につきまして、この議案書の最後のページにあります要旨をもちましてご説明を申し上げたいと存じます。最後のページの要旨をご覧いただきたいと存じます。

要旨を朗読させていただきます。

斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例（要旨）

少子化対策の推進を図るため、3人目以降の徴収金の無料化と算定対象児童の拡大を盛り込んだ、国の平成21年度徴収金基準額表の一部が改正されたことを受け、当町は国の徴収基準額表をもとに保育料を決定していることから、当町の保育料徴収金額表の一部を下記のとおり改正するものであります。

#### 1. 3人目以降の保育料徴収金の変更

10分の1から無料に軽減

#### 2. 算定対象児童の拡大

保育料徴収金の算定対象児童として、従前の保育所、幼稚園、認定こども園の

他に特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している就学前児童にもその範囲を拡大

### 3. 施行日

平成21年4月1日

であります。

なお、当条例の改正条文及び新旧対照表での説明は省略をさせていただき、要旨の朗読をもっての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 条例改正の趣旨については理解出来るもんだというふうに思っているんですが、じゃこれ一体どれぐらい対象世帯があるのかなど。対象も拡大されていますけども、例えば1人目は保育園で2人目は幼稚園で3人目はまた別というふうに、例えば町外の分に行ってもそれが適用されるもんなんかどうかということも、あわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） まず、対象者でございますけども、平成21年度の対象者数は4人ございます。次に、1人目が保育園、2人目が幼稚園、3人目が保育園である場合には、3人目が無料化となるということでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） よろしいですか。ほかにございませんか。これをもって承認第5号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第5号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第5号については、満場一致で承認いたされました。

ここで副議長と交代のため暫時休憩いたします。

（午前11時12分 休憩）

---

(午前 11 時 12 分 再開)

○副議長（嶋田善行君） 再開いたします。

ただいま中川議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職許可について、地方自治法第 102 条第 5 項の規定に基づき会議に付議し、追加日程とし、日程の順序を変えて議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって日程の順序を変え、追加日程 1、議長辞職許可についてを日程に追加し、議題といたします。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 13 分 休憩)

---

(午前 11 時 30 分 再開)

○副議長（嶋田善行君） 再開いたします。

ただいま議題となっております追加日程 1、議長辞職許可について、地方自治法第 117 条の規定により、中川議員の退席を求めます。

(中川議員 退席)

○副議長（嶋田善行君） 議長の辞職願を事務局長に朗読させます。藤原議会事務局長。

○議会事務局長（藤原伸宏君） それでは、辞職願を朗読させていただきます。

#### 辞職願

私はこのたび、議会の申し合わせにより、議長の職を辞したいので、地方自治法第 108 条の規定により、許可くださるようお願いいたします。

平成 21 年 5 月 11 日

斑鳩町議会議長 中川靖広

斑鳩町議会副議長 嶋田善行様

以上でございます。

○副議長（嶋田善行君） お諮りいたします。議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって議長辞職については、満場一致で許可いたされました。

（中川議員 着席）

○副議長（嶋田善行君） 中川議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました議長辞職許可については、満場一致で許可いたされました。

議長の辞職のあいさつをお受けいたします。3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 議長の辞職に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

19年の5月の初議会以来2年にわたり議長の要職を務めさせていただき、皆様方には一方ならぬご支援とご協力をいただき、議長の職責を果たせましたこと、衷心より厚くお礼と感謝を申し上げます。

議長を辞しましても、この感謝の気持ちを忘れることなく、斑鳩町の発展、町民福祉の向上のため、またさらなる議会の発展のために精いっぱい頑張っておりますので、皆様方におかれましては、変わらぬご指導賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、議長辞職のごあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

○副議長（嶋田善行君） 中川議員におかれましては、平成19年5月以来2年にわたり議長として議会運営にご尽力をいただき、ここに副議長として議会を代表して感謝申し上げます次第でございます。どうもありがとうございました。

ただいまの議決により、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長選挙を、地方自治法第102条第5項の規定に基づき会議に付議し、追加日程2として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって追加日程2、議長選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（嶋田善行君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により立会人には、1番、宮崎議員、2番、小林議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○副議長(嶋田善行君) 投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(嶋田善行君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○副議長(嶋田善行君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

○副議長(嶋田善行君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(嶋田善行君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。宮瑤議員、小林議員の立ち会いをお願いいたします。

(事務局長及び立会人 開票)

○副議長(嶋田善行君) 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。有効投票14票、無効投票1票。有効投票のうち、中西議員11票、里川議員2票、飯高議員1票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって中西議員が当選いたされました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖を解く)

○副議長(嶋田善行君) ただいま議長に当選されました中西議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

中西議員より、当選の承諾及び就任のあいさつをお願いいたします。9番、中西議員。

○9番(中西和夫君) ただいま多数の議員の皆様のご推挙によりまして、議長という要職をいただきまして、本当にありがとうございます。

中川前議長の後を引き継ぎをさせていただきまして、またこれから町民の皆様方に親しまれる開かれた議会をこれからも運営していきたいというふうに考えておりますので、

皆様方のご支援、ご協力よろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

○副議長（嶋田善行君） ありがとうございます。議長に議長章の授与を行います。

（議長章授与）

○副議長（嶋田善行君） それでは、議長に議長席にお着き願ひすることといたします。

これをもって私の職務は終了いたします。皆様のご協力を賜りまことにありがとうございました。

議長と交代のため暫時休憩いたします。

（午前 11 時 46 分 休憩）

---

（午前 11 時 47 分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

ただいま副議長の嶋田議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長辞職許可についてを、地方自治法第 102 条第 5 項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程 3 として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって追加日程 3、副議長辞職許可についてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、嶋田議員の退席を求めます。

（嶋田議員 退席）

○議長（中西和夫君） 副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。藤原議会事務局長。

○議会事務局長（藤原伸宏君） それでは、辞職願を朗読させていただきます。

辞職願

私は、このたび、議会の申し合わせにより副議長の職を辞したいので、地方自治法第 108 条の規定により許可くださるようお願いいたします。

平成 21 年 5 月 11 日

斑鳩町議会副議長 嶋田善行

斑鳩町議会議長殿

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。副議長の辞職を許可することにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。副議長の辞職については、満場一致で許可いたしました。

(嶋田議員 着席)

- 議長(中西和夫君) 嶋田議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました副議長辞職許可については、満場一致で許可いたしました。

副議長辞職のあいさつをお受けいたします。7番、嶋田議員。

- 7番(嶋田善行君) 2年前に、皆様のご推挙をいただきまして、副議長の職に就かせていただきました。この2年間、議会の質の向上、また町民の福祉の向上に、中川前議長と共に尽力を尽くしてまいりました。これもひとえに、議員皆様方の温かいご理解とご協力のおかげだと感謝しております。どうもありがとうございました。

これからも、さらに議会の質の向上、並びに町民の福祉の向上に邁進してまいりたいと思っておりますので、皆様方のご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

- 議長(中西和夫君) 嶋田議員におかれましては、平成19年5月以来2年にわたり副議長として議会運営にご尽力をいただき、ここに厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

ただいまの議決により、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を、地方自治法第102条第5項の規定に基づき会議に付議し、追加日程4として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって追加日程4、副議長選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

副議長の選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

- 議長(中西和夫君) ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により立会人に、3番、中川議員、4番、吉野議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(中西和夫君) 投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(中西和夫君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

○議長(中西和夫君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。中川議員、吉野議員の立ち会いをお願いいたします。

(事務局長及び立会人 開票)

○議長(中西和夫君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。有効投票14票、無効投票1票。有効投票のうち、飯高議員12票、木澤議員2票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって飯高議員が当選いたされました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖を解く)

○議長(中西和夫君) ただいま副議長に当選されました飯高議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

飯高議員より、当選の承諾及び就任のあいさつをお受けいたします。11番、飯高議員。

○11番(飯高昭二君) ただいま、議員皆様方の多くのご推挙によりまして、副議長の大任を拝しました。もとより、力はございませんが、力いっぱい尽くしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

私が平成15年4月に当選以来6年が経過いたします。右も左もわからなかった自分に対しまして、先輩議員がご指導をくださり、また住民の方からのおかけをいただきまして、少しは力がついたかなと思います。

また、委員会におきましては、建水、また広報の委員長ということでさせていただきまして、周りの方から色々ご協力をいただきまして、その任を全うさせていただくことが出来ました。本当にありがとうございました。

今回、副議長ということで大任を拝したわけなんですけども、まだ時期尚早かなと思いつつ決断いたしました。今、地方分権と言われる中において、やはり地方議会の果たす役割というのが本当に重要視されてきております。議会におきましては、議会改革等あります。これから、やっぱり民意を反映した議会になっていかなければならないということもございまして、また議員自身の資質を高めるという上において、自分自身も学習し研鑽し、また新たな提案をするという形で発信をしていかなければならないと思っております。このことにおいては、やはり皆様方の力なくしては進まないということで思っております。

今回、就任に当たりましての決意と、また皆様方に対してのこれからのご協力をお願いいたしまして就任のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（中西和夫君） ありがとうございました。

暫時休憩をいたします。

（午後12時04分 休憩）

---

（午後 1時40分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

議会選出の監査委員、私から、本月末をもって監査委員を退職したい旨を町長に申し出ております。

よって、この際、斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程5として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって、追加日程5、同意第9号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてを日程に追加し議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中川議員の退席を求めます。

(中川議員 退席)

○議長(中西和夫君) 理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) それでは、議案書の朗読によりましてご説明とさせていただきます。

同意第9号

斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

平成21年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 奈良県生駒郡斑鳩町龍田3丁目6番26号

氏 名 中川靖広

生年月日 昭和39年6月19日

以上をもちましてご説明とさせていただきます。

○議長(中西和夫君) お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって、追加日程5、同意第9号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについては、満場一致をもって同意いただきました。

(中川議員 着席)

○議長(中西和夫君) 中川議員にお知らせいたします。追加日程5、同意第9号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについては、満場一致をもって同意いただきました。議員にはよろしくお願いをいたします。

続いて、日程9、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

(午後1時42分 休憩)

(午後2時50分 再開)

○議長(中西和夫君) 再開いたします。

ただいま議題となっています常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。それでは、議長より指名をいたします。

総務常任委員会委員に、嶋田議員、伴議員、紀議員、西谷議員、飯高議員、木澤議員、厚生常任委員会委員に、里川議員、辻議員、小林議員、吉野議員、西谷議員、飯高議員、建設水道常任委員会委員に、浦野議員、紀議員、宮崎議員、中川議員、里川議員、木田議員、予算決算常任委員会委員に、木田議員、小林議員、嶋田議員、浦野議員、辻議員、木澤議員、中西、私でございます、広報発行常任委員会委員に、中川議員、吉野議員、宮崎議員、伴議員、飯高議員、それに私中西でございます、をそれぞれ指名いたします。

日程9、常任委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員会の委員を選任することに決定いたしました。各委員会委員の皆様には、よろしく願いをいたします。

続きまして、日程10、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。本件についても、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。それでは、議長より指名をいたします。

議会運営委員会委員に、嶋田議員、木澤議員、伴議員、紀議員、西谷議員、飯高議員をそれぞれ指名いたします。

日程10、議会運営委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員を選任することに決定いたしました。各委員の皆様には、よろしく願いをいたします。

続きまして、追加日程6、議長報告についてを日程に追加し、ただいまより議長報告を行います。

議長報告(1)から(2)につきましては、事務局長から報告させます。藤原議会事務局長。

○議会事務局長(藤原伸宏君) それでは、報告いたします。

初めに、(1)常任委員会正副委員長互選結果についてであります。総務常任委員

会委員長に嶋田議員、副委員長に伴議員、厚生常任委員会委員長に里川議員、副委員長に辻議員、建設水道常任委員会委員長に浦野議員、副委員長に紀議員、予算決算常任委員会委員長に木田議員、副委員長に小林議員、広報発行常任委員会委員長に中川議員、副委員長に吉野議員であります。

続きまして、(2) 議会運営委員会正副委員長互選結果についてであります。議会運営委員会委員長に嶋田議員、副委員長に木澤議員であります。

○議長（中西和夫君） ただいま議会事務局長から報告をさせましたとおりであります。皆様方にはよろしくお願いをいたします。

ここで副議長と交代いたしますので、暫時休憩をいたします。

（午後 2 時 5 3 分 休憩）

---

（午後 2 時 5 4 分 再開）

○副議長（飯高昭二君） 再開いたします。

ただいま中西議員から、予算決算常任委員会委員の辞任願及び広報発行常任委員会委員の辞任願が提出されました。

ここでお諮りいたします。地方自治法第 102 条第 5 項の規定により、追加日程 7、予算決算常任委員会委員の辞任許可について、追加日程 8、広報発行常任委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（飯高昭二君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程 7、予算決算常任委員会委員の辞任許可について、追加日程 8、広報発行常任委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、審議することに決しました。

お諮りいたします。ただいま追加日程となりました追加日程 7 及び追加日程 8 については一括議題といたしたいが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（飯高昭二君） 異議なしと認めます。追加日程 7 から追加日程 8 までを一括議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、9 番、中西議員の退席を求めます。

（中西議員 退席）

○副議長（飯高昭二君） 中西議員の予算決算常任委員会委員及び広報発行常任委員会委

員の辞任願を事務局長に朗読させます。藤原議会事務局長。

○議会事務局長（藤原伸宏君） それでは、辞任願を朗読させていただきます。

辞任願

私はこのたび議会の申し合わせにより、予算決算常任委員会委員を辞任いたしたく辞任願を提出しますので、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

斑鳩町議会議長殿

平成21年5月11日

予算決算常任委員会委員

中西和夫

続きまして、

辞任願

私はこのたび議会の申し合わせにより、広報発行常任委員会委員を辞任いたしたく辞任願を提出しますので、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

斑鳩町議会議長殿

平成21年5月11日

広報発行常任委員会委員

中西和夫

○副議長（飯高昭二君） お諮りいたします。中西議員から届け出のとおり、予算決算常任委員会委員、広報発行常任委員会委員を辞任することについて、これを許可することについてご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（飯高昭二君） 異議なしと認めます。中西議員の予算決算常任委員会委員及び広報発行常任委員会委員を辞任することについては、満場一致で許可をいたされました。

（中西議員 着席）

○副議長（飯高昭二君） 中西議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました予算決算常任委員会委員及び広報発行常任委員会委員の辞任許可については、満場一致で許可いたしました。

議長と交代のため暫時休憩いたします。

（午後2時58分 休憩）

(午後2時58分 再開)

○議長(中西和夫君) 再開いたします。

以上で、本日開催の第2回臨時議会に付議されました各議案についてはすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長からのごあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 平成21年第2回町議会臨時会の閉会に当たり一言あいさつを申し上げます。

本日提案させていただきました斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてなど6議案を提出させていただき、慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても温かいご審議により原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますと共に、厚くお礼を申し上げます。

また、今後の議会運営の根幹となります正副議長の選出をはじめ各常任委員会の各委員等を選出していただき、大変ご苦労さまでした。改めてお礼を申し上げます。

なお、町の懸案事項等については、ご相談、ご協議をお願い申し上げ、議会との連携を保ちながら、より一層町政の発展に向けて努力してまいりたいと考えております。今後とも、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議員皆様方には、ますますご健勝にて議会活動にご精励を賜りますよう心からお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長(中西和夫君) これをもって平成21年第2回斑鳩町議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。

(午後3時00分 閉会)

